

報告第 16 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 16 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、区のパス車内放送契約締結遅延に伴う遅延期間の放送に対する支払いに関する和解について、次のとおり専決処分する。

令和７年８月８日

足立区長 近 藤 弥 生

バス車内放送契約締結遅延に伴う遅延期間の放送に対する 支払いに関する和解について

足立区は、バス車内放送契約締結遅延に伴う遅延期間の放送に対する支払いについて、下記のとおり和解する。

記

1 相手方

株式会社ケイエムアドシステム

2 和解の内容

足立区は、令和7年4月1日から同年6月30日までの契約未了期間のバス車内放送委託代金として257,945円を支払う。

3 事案の概要

足立区は、令和7年度に実施予定のバス車内放送に関する委託契約を同年度開始までに締結予定であったがこれを失念し、令和7年4月1日から同年6月30日までの間、契約手続きが未了となっていた。

本契約の締結未了期間に、当該事業者により実施されたバス車内放送に対する費用の支払いを行う。